錯圃制耕地の形成と近世村落

零細錯圃制論の展開

武蔵国連光寺村の展開

文要

旨

耕地配置形態の展開

福

田

アジオ

錯圃制耕地論の意義

四

とするものである 地の形成過程を実証的に明らかにし、その結果から錯圃制耕地論の意義を考えよう 本論文はあらためてこの問題を取り上げて、南関東地方の一村落における錯圃制耕 は深まることがなかった。重要な研究課題が放置されたままになっているのである。 深く結び付き過ぎていたために、共同体研究が下火になると共に関心が薄れ、 であったと言うことが、必ずしも実証されることはないまま、一つの決まり文句と れらの論が提出されて以降、近世の百姓が経営する耕地の存在形態は「零細錯圃制 として把握し、その形成過程を明らかにする論が展開したことは知られている。そ れていたことである。一九五〇年代を中心にした日本の社会経済史では、この分散 して近世史研究では常識化したといえよう。しかし、耕地形状の研究が共同体論と 零細耕地形状を封建制の表現、あるいは封建社会の基礎にあった共同体の存立基盤 異なる農民によって所有され、あるいは耕作されているということは古くから知ら 本の農業生産の場である耕地片は小さく、しかもその小さい耕地片がそれぞれ

この研究は地図上に具体的な水田の配置を描き、それをだれが所有しているかを

互に持つような形で徹底した均等分割を行わせており、ここに零細錯圃制が確定し 対応している。家々の分立に際して生産条件を等しくしようとする判断が、 た。それは屋敷が互いに隣接して設定することによるひと続きの集落景観の出現と 時期であり、その均等分割が耕地の散在性を強め、いわゆる零細錯圃制をもたらし う。そして、一七世紀後半は、各家が均等分割を繰り返しながら家数を増加させた と新たな屋敷の設定による集落形成があったことに注目しなければならないであろ の錯圃制があったことは明らかであるが、その形成過程にはそれまでの屋敷の放棄 て所有するという姿が一般化した。この結果として、近世の村落秩序の基礎に耕地 性は崩れ、屋敷近くに田を確保しつつも、その他の離れた場所にもいくつかに分け から一七世紀中期には九軒の家に増加するが、その過程で屋敷と耕地の完全な一括 と耕地を一括して所有するという一種の農場形式のあり方を示していた。その三軒 況を知ることができる一六世紀末において村落は三軒の家で構成され、各家は屋敷 その変化から考察するという方法を採用した。この村のもっとも古い水田の配置状 記入することを一六世紀末から一九世紀にかけてのいくつかの年次について行い、 田を交

零細錯圃制論の展開

て大きなものとし、それをできるだけまとめて一軒の農家が所有すると 進されることとなった。そして、 うことは古くから知られていたことである。 がそれぞれ異なる農民によって所有され、 称で呼ばれることになり、 理化が一層追求されることになり、 解決しようとすることが行われてきた。この耕地交換分合の理論的支柱 不合理で農業生産の発達を大きく阻害してきたかという問題意識はすで いう事業が展開した。 を提出していたのが横井時敏であった。第二次大戦後はさらに農業の合 に明治期から形成されていた。耕地交換分合という方策でその問題点を な耕地片をあちこちに散在させていると言うことになる。 日本の農業生産の場である耕地片は小さく、 農業経済学はその理論的根拠を提示した。 全国的に一枚の耕地片を農業機械化に対応し 後にそれは圃場整備、 耕地整理、 あるいは耕作されているとい 一軒の農家をみれば、 耕地交換分合は強力に推 しかもその小さい耕地片 基盤整備等の名 これがい かに 零細

日本の農業を特色付けてきたと考えられる耕地の零細分散所有状況をいかつて「太閤検地封建革命説」を強力に提唱して学界に登場した安良を追究し、明らかにすることが必要であろう。社会経済史では、分要因を追究し、明らかにすることが必要であろう。社会経済史では、分要因を追究し、明らかにすることが必要であろう。社会経済史では、分要因を追究し、明らかにすることが必要であろう。社会経済史では、分をの代表的論者の一人は安良城盛昭であり、もう一人は山田舜であった。

たが、しかし耕地の存在形態を社会構成の基礎として位置付けようとし は本人も後に修正をするように、 する単婚小家族の小規模農民経営の展開にあるとした。 て、 後者から前者への展開が零細錯圃制耕地の成立過程であるとした。 小さく、経済発展の低い地域ではその面積が著しく大きいことを指摘し、 とした。 検地帳に記載された耕地一区画平均面積の地域差のなかから検証しよう 地保有形態は零細錯圃制であることを主張した。このことを近世初頭の であるのに対して、 な労働力に基づく名主の経営の場である「名」耕地は一括制、 の基礎構造を耕地の有り方との関連で把握した。すなわち中世の奴隷的 城盛昭は、 その零細錯圃制展開の根本的契機は、 小規模農民経済が発達している地域では耕地一区画平均面積が その奴隷制から封建制への展開を論じるに際して、 近世の幕藩体制、 いくつもの問題点を含んだものであっ 言い換えれば農奴制下の農民の耕 鳅、 鎌の小農具によって耕作 安良城理論自体 それぞれ 非零細制 そし

ぞれの耕地形態に対応して、第二次的生産関係たる共同体が形成されたでれる名主の耕地保有形態は、近世の百姓のそれよりも一括性を帯びていある名主の耕地保有形態は、近世の百姓のそれよりも一括性を帯びていたが、やはり分散的であった。その耕地保有形態は、経営形態と同様に、たが、やはり分散的であった。その耕地保有形態は、経営形態と同様に、たが、やはり分散的であった。その耕地保有形態は、経営形態と同様に、たが、やはり分散的であった。その耕地保有形態は、経営形態と同様に、たが、やはり分散的であった。その耕地保有形態は、経営形態と同様に、たが、やはり分散的であった。その耕地保有形態は、経営形態としてではなく、封建制他方、山田舜は近世封建制を資本主義形成史としてではなく、封建制

た点は高く評価される。

とるに過ぎなかった。

しかも、

錯圃制そのものを矛盾として、それを崩

み出すことはなく、専ら家族労働による経営の単純な累加という形態を

理性もあって、 ばならない。 なければならない。 避度と可能収穫量で把握することは、自然的条件を重視することであり、 自然の規定性、 論期展開は大きな示唆を与えてくれた。ただ、 同体とはいかなる事象を示しているのか明らかでない。 ではない。 と理解した。 しかし零細錯圃制耕地を正面から論じた最初の研究として記憶され 名主とか封建領主というものの実態は明らかでなく、 山田の理論は個別具体的な研究ではないので、 山田の研究はあくまで理論研究であり、 その後の近世史研究であまり参照されることはなかった 自然の制約を過大評価してしまう危険性があるといわ 耕地の有り方を危険の回 実証を伴っ しかし、 その強い論 その理 また共 たもの

そして、 形態と農業生産との関連は歴史研究では十分に実証されていないが、こ うに位置付けている。すなわち、近世小農の耕地所持形態は錯圃制であ の錯圃制が水掛かりの規制を生み、村を一つにまとめてきたと理解した。 そして、 形態は零細錯圃制であったということが、 は研究成果の総括的な論文において耕地の問題を取り上げて、 いまま、一つの決まり文句として近世史研究では常識化したといえよう。 これらの論が提出されて以降、 これは小農民自立政策の結果として成立したものである。 このような錯圃制のために、 さらにその常識化に大きく貢献したのが古島敏雄である。 近世の百姓が所持経営する耕地の存在 経営の拡大も新しい労働体系を産 必ずしも実証されることはな 耕地 以下のよ 所持 古島

> ている点が大いに注目される。 近世の錯圃制耕地が地主制成立の基礎条件として存在したことを展望し あのみで、それ以上の賃労働者へ分解する条件はなかった。このように、 あのみで、それ以上の賃労働者へ分解する条件はなかった。このように、 がった。したがって、その後の農民層の分化は、土地以外の生産手段を すためのエンクロージアに相当する動きを起こさせる基礎もできていな

る。 ではない。多くはないが、いくつかの研究成果が発表されていだった訳ではない。多くはないが、いくつかの研究成果が発表されていあまりの間に、耕地の存在形態を実証的に検討しようとした論文が皆無具体的な存在確認をしないままに通用してきた。もちろん、この三十年一つの常用語となってしまった零細錯圃制は、実証抜きに、あるいは

い。

「社」の耕地が具体的な姿として復元可能であることを示した成果は大きる。葉山は河内丹北郡更池村、嶋泉村の耕地復元をおこない、農業生産る。葉山は河内丹北郡更池村、嶋泉村の耕地復元をおこない、農業生産ない、関連性を追究した。しかし、その詳細な耕地形態の復元にもかかわらず、個別百姓が耕地の零細片を分散して所持経営していること、かわらず、個別百姓が耕地の零細片を分散して所持経営していること、かわらず、個別百姓が耕地の零細片を分散して所持経営していることを示したのが葉山禎作では、業山は河内丹北郡更池村、嶋泉村の耕地復元をおこない、農業生産る。葉山は河内丹北郡東池村、嶋泉村の耕地復元をおことを示した成果は大きる。

農業の半封建制の根拠として登場したのが耕地の存在形態であった。そ後の歴史過程によって無意味な存在となり、消えていったが、その農村・食はあいかわらず半封建的であるとする論がある。この主張自体はそのところで、かつて行われた主張として、農地改革後の日本の農村・農

の論者の代表格が星野惇である。 農地改革後も本質的にはそのような共同体諸関係は存続していると主張 的諸関係を取り結ぶ。すなわち地主的強制に転化する訳である。そして、 の生産力の水準を媒介として、個別的耕作方法を共同体的耕作方法とし 絡み合った分散零細耕地形状に基づく「耕地=耕作強制」を中軸に成立 体を解体しなかったと主張し、日本における共同体は、 程の実証的な提示はない。 と山の問題としていたのに対して、その根本に立ち返って検討しようと した。これは問題点も多いが、しかし従来共同体形成の契機を単純に水 基盤となり、 あり、この耕地形状に基づく共同体が封建的土地所有の経済外的強制の て編成し、それに基づいて共同体的に耕地形状を編成するということで した先駆的な考察と言えよう。 な関係の再編=持続であった。そこでは、土地所有者のみが共同体を構 していると理解した。それを形成過程から見れば、 直接生産者の経営相互間における「耕地―耕作強制」は、 共同体的諸権利を保有し、それを保有しない小作人たちと共同体 耕地形状は固定化される。そして、 ただし、その「耕地=耕作強制」形成過 農地改革は封建制の支柱としての共同 寄生地主制はそのよう 封建化の過程にお 錯綜した水利と 当該段階

博通は、 「溝掛かり田」に分散しているのであり、 自然村理論の検討をとおして共同体論を構築しようとした余田 共同体の基礎に耕地の有り方を求めた。 錯綜しているのであるが、その分散耕地は水利単位である その 「溝掛かり田」を基礎と それは各家の耕地が各

る。

て、

立の契機を説かずに、 なるという見解である。 して共同組織が成立し、 水掛かりという用水に視点を置いていることであ それの上に種々の集団が累積し、 余田の特色は、 耕地形状そのものから共同体成 村落共同体と

る。

らかにすることを本稿の課題としたい。 ばれてきた耕地の存在形態の具体的姿とその形成過程を事例によって明 関係との関連の中で実証的に考察していきたい。 の農民と水の共同、 関与のあり方は蔑ろにできない重要な問題である。農業の再生産にとっ て研究は進展しなかった。 どなされていない。 う用語はかすかに残り、 なくなってしまった。現在、 配置形態についての研究も少なくなり、一九六〇年代以降急速に見られ のものであった。 取り上げられたが、それはあくまでも共同体の基礎を明らかにするため したかは、 以上のように、 それぞれの農民がどのような場所に耕地を持ち、 ここで改めて、 村落構造全体を明らかにするためにも不可欠な究明課題であ したがって、共同体論の衰退と共に、耕地形状や耕地 農業経済学や農村社会学でかつて分散零細耕地形状が 畦や農道の共同を通してどのような社会関係を形成 共同体論と深く結び付き過ぎていたために、 耕地所有形態そのものをその錯圃させている人々の 時には使用されるが、その具体的検証はほとん しかし、耕地の配置とそれへの個々の農民の 零細錯圃制耕地とか分散零細耕地形状とい 特に、 その結果として他 零細錯圃制と呼 かえっ

武蔵国連光寺の展開

_

連光寺という地名が歴史的に登場するのは古く、すでに『吾妻鑑』

0)

連光寺村

いう場合には当然のことながら下河原を含む全体のことである。 の連光寺のみを指し示すことにする。 それに現在は府中市に編入されている多摩川左岸の下河原の四つであっ 畑として利用する純農村の地域であった。 は入り込んだ浸食谷を水田として利用し、丘陵上のゆるやかな傾斜地を は多摩丘陵と多摩川の間に形成された沖積地とそこから丘陵の中へ深く 多摩ニュータウンの建設に伴って、そのなかに組込まれ、 均分であることを指摘したのが前稿であったが、その分割の個別具体的 も集落景観もほぼすべてなくしてしまった地域である。 れがいわゆる錯圃制耕地の形成過程であることを論証することになる。 な地表面での処理について本稿では明らかにしようとする。そして、そ われていたのであるが、その分割を統計的に明らかにして、 近世前期に連光寺村ではほぼ均等に耕地を分割する分割相続が広範に行 らかにしたことがある。本稿はそれに連続する研究である。 続とその結果として形成された地親類という相互的な付き合い関係を明 随分明らかになっている。筆者も別に近世成立期における家々の分割相(®) こについては今までにも多くの研究業績があり、 近世の武蔵国多摩郡連光寺村は現在の多摩市の一部であり、 ここで事例検討の対象とするのは、 以下の記述で、単に連光寺と言う場合には下河原を含まない多摩市 ただし近世村としての連光寺村と 武蔵国多摩郡連光寺村である。 集落は本村、 近世村落としての姿も 馬引沢、 かつての連光寺 かつての地形 すなわち、 分割がほぼ 大規模な 船台、 ح

も形成されていたものと判断できる。しかし、現在の集落内部からの説ことはほぼ間違いないであろう。すでに中世前期には開発が進み、集落云々という記事が見られるが、この連光寺は現在の連光寺を指している間成畏怖篭居是以武蔵国多摩郡内吉富井一宮連光寺等注如所領之内」治承五年(一一八一)四月二十五日の条に「小山田三郎重成聊背御意之

明では、それほど古いことを説いていない。

村の始まりだと言う。
村の始まりだと言う。
神屋光寺村の名主を近世を通して世襲した富沢家の家譜には、連光寺村の始まりだと言う。

そして、これを裏書きするかのように、『武州文書』は富沢修理宛てのそして、これを裏書きするかのような出自であると伝え、主張してが偽文書であっても、偽文書の可能性は大きい。しかし、たとえそれが偽文書であっても、偽文書の可能性は大きい。しかし、たとえそれが偽文書であっても、偽文書の可能性は大きい。しかし、たとえそれいることを証拠立てるものであろう。むしろ伝承との関連では重視されいることを証拠立てるものであろう。むしろ伝承との関連では重視されいることを証拠立てるものであろう。むしろ伝承との関連では重視されいるでき文字資料ということが言える。

連光寺の主人だったと主張する人もいる。

また、

馬引沢の相沢家でも

五五 間間

下畠

二十七歩

所

七十 間間 半半

書によれば、 享保一二年(一七二七)に作成された村人の系譜を網羅した文 現在本村に住む城所家は先祖の名前を城所玄蕃というが、

その玄蕃は相州城所村からここへ来て、 〇石を分与されて定住したと記されている。 富沢家の娘を嫁に貰い、 しかし、 現在の伝承によれ 石高三

ば、 城所氏は富沢家よりも古くここに土着したとか、 富沢家来住以前

それに次いだ存在であったことは、 きないが、ともかく中世末には富沢家が頂点に立ち、 先祖は落武者であったと伝えている。これらは史実とは必ずしも判断で 後に検討する近世初期の検地帳の記 城所氏や相沢氏が

2 連光寺郷の構造

載によって確認できることである。

帳 開くと次のような形式で記載されている。 郡連光寺之郷御縄打水帳」とか「武州多東郡連光寺之内下河原御縄打水 残りが田畑の検地帳である。 が行われた。そして、 る単位であったことが知られる。六冊の内、 秀吉が没した一ヵ月後の慶長三年 と書かれている。 そのことから、連光寺が検地段階では郷とよばれ 六冊の検地帳が残された。 その田畑の検地帳の第一冊の一ページ目を (一五九八) 一冊は屋敷の検地帳であり、 九月に連光寺村の検地 その表紙は「武州多東

五 一畝一八歩

二四間間

中畠 同

所

同分

第

彦左エ門作

修理分

王王 三間半中畑 反六畝 四步

同 所

一畝十一

五一 間三 半間

下畠

助七郎作

同分 主

同分 作

(忠)

新六作

うことは、 関東地方の初期の検地帳が一般的にそうであるように、 わゆる分付記載である。 下畠 領主に対する公式の年貢負担者を認定することである。本来、 一畝十八歩 検地を行い、 検地帳に名請人を登録するとい この検地帳も (忠)

ζį

地方では農業・農村構造が必ずしもその方針は貫徹されず、 のであり、二人の人間が一つの土地に関係することを領主側としても了 承したことを意味する。 いう記載方式が採用された。それは一つの土地に二つの権利を認めたも この記載の見本の第二筆は修理分主作となって 分付記載と る「作合い」を否定することにあったものと理解できるが、

しかし関東

太閤検地の方針は、

直接耕作者を作人として登録し、百姓相互間におけ

け名請人が記載されるものである。 いるが、これは修理自らがそこでは耕作していると認定された畠である。 般的な検地帳であれば、 分付主という形では登場せず、単に修理とだ

表のように六種類となる。 畑の検地帳に出てくる名請人を記載された位置によって分類すると これによれば、 連光寺郷は五人の分付主

同分

主

作

(忠)

記載形式	人数
分付主としてのみ登場	0
分付主で主作地を持つ	4
分付主で主作地を持ち、	1
かつ分付で登場	1
主作地のみ持つ	0
主作地を持ち、かつ分付	15
分付としてのみ登場	58
計	78

第1表 検地帳記載名請人の分類 (新田新畑の名請人は除外)

4	前		主作地			分付地		₽ ŵ	人並L
	1911	田	畑	計	· 田	畑	計	屋敷	合計
修	田	町畝	町畝	町畝	町畝	町畝	町畝	畝	町畝
1155	垤	2•02•06	1•72•21	3•74•27	7•36•02	7•21•16	14.57.18	15•23	18•48•08
将	監	66•04	50•13	1.16.17	3•19•29	1.97.06	5•17•08	10-20	6•44•12
玄	蕃	5•19	53•20	59•09	1•34•21	3.81.09	5•16•00	9•03	5.84.12
隼	人	19•10	67•29	87•09	1•35•05	3•31•04	4•36•09	4.24	5•28•12
四郎	左衛門	17•02	49•16	66•18	71•28	1•50•15	2•22•13	7•06	2.91.07

第2表 分付主の名請地構成

れでも一町歩前後の主作地と二町歩以上の分付地を所持している。

そし

そ

これら分付主は四郎左衛門を除くと、いずれも武士風の名乗りで登

修理に次いで名請面積の大きい将監や玄蕃は修理の比ではないが、

富沢である。

(新田・新畑は除外)

門は馬引沢にそれぞれ居住していた。 判断すれば、 録されている。 人もいる。 うちの半数以上が五反歩未満の名請人であり、 に分付百姓となっている隼人が含まれている。この七三人の分付百姓の 分付百姓の数は全部で七三人であるが、このなかには分付主であり同時 の両方を合計して、その規模を示したのが第三表である。これによれば 分付けとして名請しているものと自らの主作地として名請しているもの 間違いないであろう。 分付百姓の性格を次に検討しておこう。分付百姓の名請地を、 一反歩以下の田畑所持ではどのようにしても農業経営を行う 修理と玄蕃は本村、 彼等が連光寺郷に君臨していた土豪百姓であったことは 彼等の検地帳登録の屋敷の位置と後の系譜書から 将監と隼人は下河原、 しかも一反歩未満が二二 そして四郎左衛 誰 か 0

され、また近世を通じて連光寺村名主を世襲した家でもある。その姓は近米寺の後北條氏陣屋を攻撃して占拠し、連光寺村の出発を作った家とは検地帳に登録された全耕地の実に八割にあたる。そのなかでもとびぬは検地帳に登録された全耕地の実に八割にあたる。そのなかでもとびぬは検地帳に登録された全耕地の実に八割にあたる。そのなかでもとびぬは大の分付主の主作地と分付地は第二表に示した通りであり、その総計五人の分付主の主作地と分付地は第二表に示した通りであり、その総計五人の分付主の主作地と分付地は第二表に示した演りであり、その姓は近代の分付主の主作地と分付地は第二表に示した。

な 津田 博		関係する	る分付主		計
名請規模	1人	2人	3人	4人	ĒΙ
2町5反以上					
2町0㎞~2町5㎞未満			1(1)	1	2(1)
1町5 反~2町0 反未満					
1町0▽~1町5▽未満	5(3)	3(3)	1		9(6)
7 ^反 ~ 1 ^町 未満	3(1)	5(2)			8(3)
5 ^反 ~ 7 ^町 未満	5(1)	5(1)			10(2)
3 ^反 ~ 5 ^町 未満	1(1)	5(1)			6(2)
1 ^反 ~ 3 ^町 未満	12	4(1)			16(1)
1 反未満	21	1			22
計	47(6)	23(8)	2 (1)	1	73 (15)

第3表 関係分付主の人数別分付百姓 (注) カッコ内の数字はそのうち自己の主作地を名請する者の人数

彼等を実質は独立した経営を行う百姓あるいは自立しつつあった百姓と ことは不可能であったと判断される。 分付記載を形式的なものとして、

る。 必要がある。 理解することはできないことは明らかである。 きない。 がわずかに連光寺郷内に耕地を所持している場合が想定できるからであ 分付百姓の性格を確定するためにはまず出作・入作の関係を確認する しかし、 ただ、 残念ながら隣接郷・ これら小規模な名請地の百姓は他の郷・村に居住する百姓 連光寺郷として把握されているように、 村の検地帳の分析をすることは現在で 連光寺は広大で

> あり、 みで田畑を名請している。それに対して、三反未満の零細な分付百姓は 付主と関係している傾向がある。そして、彼等はしばしば自らの名前の の関係に明確な差ができている。 郷内で暮していた人間と考えるべきであろう。 したとは判断できない。 次に分付主と分付百姓の関係を見よう。名請の規模によって分付主と 他郷との間には川と山が介在しており、 検地帳に登録された多くの零細名請人も連光寺 広範な出作、 入作が存在

きされる。 それぞれの分付主であった者の子孫の名前で登録されていることで裏書 ないことや、 に作成された名寄帳では、このような零細規模の百姓はまったく存在し きであろう。それは、 計が三反歩未満の百姓は、 ていることを示している。一人の分付主とのみ関係し、その名請地の総 満の二二人のうち二一人までが分付主一人とのみ関係している。 た者が、たまたま検地に際して名前が登録されたに過ぎないと解釈すべ を行っていたとは考えられない。分付主の経営に内包された存在であっ 主作地は持たない。言い換えれば、特定の分付主のもとで田畑を耕作し 分付主一人のみと関係しているのが一般的なあり方である。 元禄期の 慶長一六年(一六一一)や万治二年(一六五九) 「本田書出」ではこのような零細名請人の田畑が その規模の零細性から判断して自立した経営 名請規模が大きい分付百姓は複数の分 特に一反未 しかも

の百姓として経営を行っていたことを推測させる。彼等の間には従属的 比較的多い。このことは零細名請人とは逆に、分付主から独立した一人 それに対して、二人以上の分付主と関係している百姓は七反歩以上に

在したものと考えられる。 な地主・小作関係があったのではなく、単なる田畑の請作関係として存

ことは注目しておいてよいであろう。 う地目として扱われ、 まりに複雑であり、村落構造をそこから簡単に取り出すことはできない。 時の農業生産の構造を反映していたものと考えられるが、 請していない。 敷を名請している。 うち半数のみが田畑の名請人としても登場しているが、 請人として名前を見出すことができない。分付主はもちろん五人とも屋 その屋敷名請人の名前を確認すると、 検地帳に登録された屋敷は全部で二四筆であり、著しく少ない。そして、 ない。二人以上の分付主と関係している分付百姓もほとんど屋敷は名 次に初期検地帳の分析のもう一つの指標となる屋敷記載を見ておこう。 この慶長三年の検地で登録された屋敷は、 この連光寺郷の検地帳でも、 それに対して、分付百姓は大部分が屋敷を名請して その坪屋敷を相続することは一定の意味を持った その二四筆の屋敷名請人の名前の 屋敷の存在形態はやはり当 その後「坪屋敷」とい 残りは田畑の名 その関係はあ

石高	屋敷あり	屋敷なし
40 石以上	1	0
30~40	2	0
20~30	1	0
10~20	2	0
5~10	3	1
$3\sim5$	1	2
$2\sim3$	0	1
2 石未満	0	0
計	10	4

第4表 慶長16年の持高機成

異同によってうかがうことができる。 しかし、 人の経営の中に組込まれて集計されてしまっているものと考えられる。 それに対応する存在を示す者はない。 慶長三年の検地帳では一反歩以下の名請人が二二人もいたのであるが、 ち、六人までが一〇石以上であり、それに対して二石以下は皆無である。 負担者であったと推測できる。 高を確定するための帳面であったと思われる。一四人は連光寺郷の年貢 はなく、 対して、 かがえる。この持高帳は検地帳が実に七七人の名前を記載していたのに は慶長一六年の「連光寺之郷惣高辻」と記された持高帳の記載からもう に包み込まれた多数の従属的な分付百姓の三つの階層である。 分付主として登場する土豪的な百姓、その分付主と請作関係を結びつつ 付記載に示されたように、重層的な社会として成立していた。すなわち、 応自分の農業経営を行っている百姓、そして恐らく分付主の農業経営 以上の慶長三年検地帳の分析によって判明した連光寺郷の構造は、 検地帳と持高帳の関係が単純なものでないことは、 石高である。 わずかに一四人の名前のみが書かれている。 したがって、この持高帳は年貢負担者および年貢 その持高構成を見てみよう。 彼等零細名請人は持高帳では一 その表示は地籍で その人名の 一四人のう このこと 分

帳にも分付主として登場しており、 解釈できる。 大きい上位の五人であり、 五人については、 ところで、持高帳では修理、 五人のうち修理、 名前の後に「分」と記されている。 「分」は分付主であることを示しているものと 将監、 将監、 同一人物であることが確認できる。 四郎左衛門の三人は慶長三年検地 惣右衛門、 四郎左衛門、 いずれもが石高が 源六郎の

それが持高帳では二七石の高持として登場しているのである。これは恐 将監の分付地を七畝、そして自己の主作地として四畝を名請している。 登場している。 残りの二人は検地帳に分付主としてではなく、 持として姿を見せており、逆に検地帳で分付主であった玄蕃は名前がな 付主として六反五畝の田畑を名請している。 うひとり持高帳に名前が出る分付主源六郎は、 隼人と惣右衛門は親子関係にあったと判断してよいのはなかろうか。 らく検地帳に出てきて持高帳に名前がない隼人の家を示すものであろう。 玄蕃と源六郎も同じ家であったと考えてよいであろう。 その一人の惣右衛門は検地帳では隼人の分付地を七反 持高帳では三五石余りの高 分付け百姓として名前 検地帳では玄蕃のみを分 ¥, が

連合であったと考えられる。

建合であったと考えられる。

東合であったと考えられる。

連合であったと考えられる。

連合であったと考えられる。

連合であったと考えられる。

連合であったと考えられる。

ことを支配者側が認定したためであろう。

③ 連光寺村の展開

が三倍近くになったのである。その具体的な過程については明らかにす年間には三六軒の家によって構成されることになる。半世紀の間に家数慶長年間には一○軒余りの家の連合であったが、その半世紀後の万治

これは恐らく連光寺が一つの社会的は単位として機能している面がある は同一であった。 対して、 分割され、 把握されたが、その後関戸村、 光寺に隣接した関戸や和田では文禄年間に検地が行われ、 三年検地帳では 万治二年名寄帳は表紙が「連光寺村惣百姓名寄帳」となっており、 のである。 それぞれの家の所持耕地を確認し、 された名寄帳は、検地以降の家数の増加に対応して、 納庭帳が姿を見せ、 っては画期的な年であった。 る材料はない。 連光寺郷は連光寺村に変ったのであるが、そこに含まれる範囲 それぞれを単位にして支配が行われるようになった。 いわば年貢割付帳、年貢納庭帳の前提となるものであった。 しかし、 「郷」であったものが「村」に記載が変化している。 単に「郷」が「村」に名称変更があったに過ぎない。 明治初年までその形式を存続させる。この年に作成 万治二年(一六五九)という年は連光寺村にと この年以降、 上和田村、 新たな年貢負担者として認定したも 中和田村、 連光寺村の年貢割付帳、 改めて地押を行い、 寺方村などの村に 関戸郷として それに 年貢 連

ば、 の帳面と新田の帳面に分けられ、 所持規模を見ると、 分付主から分付百姓の独立、 は一三人となっている。 られている。 万治二年名寄帳に表現された連光寺村の構成を見よう。 分付主は三人、自己の主作地のみの百姓は二○人、そして分付百姓 本田の名寄帳には相変わらず分付記載がある。 最低が二反七畝で、二反未満の者は皆無である。 合計三六人である。 および百姓の分裂を想起させる。 さらに本村・馬引沢分と下河原に分け このことは、 名寄帳は本田 半世紀の間に それによれ 三六名の 全

めたい。

残りは七反から二町歩の範囲内にあり、 孫にあたる一郎兵衛(富沢本家)のみが一〇町歩余りを所持しているが、 体の三分の二に近い二二人が七反以上の田畑を所持している。 の基本的な姿であったと把握できる。 の者が二四人と全体の三分の二となる。このなかで慶長年間の修理の子 田に新田新畑を加えれば、すべての百姓が三反以上となり、一 これが万治期の連光寺村の百姓 町歩以上 さらに本

ることとなった。 うとして行ったと考えられるのが宝暦三年の地押である。 化が進行するのである。 八年の地租改正までこの地押帳の記載を基準に土地については処理され によって生じた混乱を訂正し、また新たに年貢負担者を台帳に記載しよ た富沢家とそこから延宝年間に分家した甚五左衛門家である。 が増え、他方で土地を集積する百姓が登場するという、いわゆる階層分 化させていく。 れから半世紀ほど続くが、一八世紀に入る頃には次第にそのあり方を変 七反歩から二町歩までの規模の百姓を基本とする連光寺村の様相はそ 一町歩前後の中間層が減少し、 特に田畑を集積したのは最初から大高持であっ 全体として三反以下の層 そして、 土地移動 明治

4 馬引沢における家と集落

る。 ての連光寺村を形成していた四つの集落の一つである馬引沢を事例とす よび社会組織について記述したので、ここではごく簡単に紹介するに止 ここで分析の対象として取り上げるのは連光寺の全域ではない。 馬引沢についてはすでに別稿においてその村落としての形成過程お かつ

反

であることに象徴されている。 を形成している。 る。この二つは社会組織としてはそれぞれ講中と呼ばれる生活互助組織 た。 分かれていた。一つは谷の入口にあたる所にあり、諏訪坂と呼ばれてい 上の緩やかな部分に畑を開いてきた。集落としては大きく二つの部分に 田として開発し、 ていた地域である。 本村に比較して交通条件がよくないため、ほぼ純農村としての姿を示し の景観を失ってしまっている。 馬引沢は現在では完全に多摩ニュータウンの一部に組込まれてかつて それに対して谷の中ほどの谷壁に列をなしている集落が馬引沢であ その東側の谷壁斜面に屋敷を列状に構え、 しかし、 北西から東南へ向かって細長く入り込んだ谷戸を水 村落としては一つであったことは氏神が一つ 一九六〇年代までは、 連光寺のなかでも 背後の丘陵

姓で、 るが、 所を確認してみると、 の馬引沢内での名請地は、 奥まった所の極楽から谷戸を出た地点の南田までである。この部分に田 のは四郎左衛門のみである。 畑を名請した者は、分付主としては四郎左衛門、修理、 の地籍図に比定することによって知ることができる。 冊前半部に記載されていることが、その字名を現在の字および明治以降 慶長三年検地帳に表れた馬引沢を見ておこう。馬引沢は検地帳の第二 修理は三町九反、 そのうち修理と玄蕃は本村に居住し、馬引沢の住人と判断できる 明治以降の清左衛門家につながることが知られる。 四郎左衛門は谷戸の奥半分、 そして玄蕃が二反であった。 主作地と分付地を合せて四郎左衛門は一 四郎左衛門は後の各種の資料によって小形 その名請している場 修理は谷戸の手前半 字名は谷戸の最も 玄蕃の三人であ 三人の分付主

支配していたことになる。て、基本的には四郎左衛門と修理が馬引沢の谷戸を大きく二つに分けての、基本的には四郎左衛門と修理が馬引沢の谷戸を大きく二つに分けて分、そして玄蕃は谷戸を出た部分にごくわずか名請している。したがっ

ものと思われる。 馬引沢のなかの諏訪坂に居住して自立した経営を行っていたものと思わ 住する家で、 地として九反九畝を名請しており、その合計は一町歩を超える。 衛の二人に分かれる。 予想しておいてよいであろう。一〇名のうち三人は四郎左衛門のみを分 して位置づけられている。 ではあるが八反歩余りを名請しており、 ることからそれは裏付けられよう。上田がほとんどない馬引沢において 屋敷を名請している。 る者が四人いる。その四人は二反以下の二人と五反以上の内蔵介と喜兵 営を行っていたとは考えられない。それに対して修理のみを分付主とす 付主としているが、その名請地はいずれも二反以下であり、 馬引沢内でのみ登場する分付百姓は一応生活の拠点が馬引沢にあったと 馬引沢以外の地域の田畑にも名前が出てくる者が一一名である。 人であり、 一二石という石高は地積にすれば二町歩以上である。 馬引沢の田畑を名請している分付百姓について見ると、その数は二一 彼は慶長一六年の持高帳では一二石八斗余りの石高を所持してい そのうち馬引沢の範囲内でのみ名前が登場する者が一〇名 姓は増田である。当時は修理と一定の関係を保ちつつも 後の系譜書によれば、 内蔵介は自らの主作地として二反歩、修理の分付 後の系譜書から判断すれば、 他方、 馬引沢以外の場所にも名前が出てくる 小形姓で四郎左衛門家の分家と 一軒の家として経営をしてい 内蔵介は諏訪坂に居 また喜兵衛も分付 独立した経 前者の しかも

> 引沢はわずか三軒程の家があったに過ぎない。この点は享保の系譜書が いたが、実際の耕作としては奥半分を四郎左衛門、 見れば、 していずれも馬引沢に居住しておらず、 口部分を内蔵介が行っていたものと判断できる。 一一名であるが、 以上によって、 谷戸の奥半分を四郎左衛門、中程から下半分を修理が支配して 近世成立期における馬引沢は、 彼等はその名請田畑の配置や分付主との関係から判断 本村にいた者と考えられる。 土地支配という面から したがって、 中間部を喜兵衛、 当時の馬 出

⑤ 馬引沢の集落形成

示すところと一致する。

て 間 最も奥まった北側枝谷の谷壁の所である。 やはりこれも田になったとしている。 て、 二年の名寄帳では は一ヵ所にまとまっていなかった。 と呼ばれ、 出た家であることは各種資料で判明する。 元禄五年の 衛門が一反一二歩の屋敷を別に名請している。ところが半世紀後の万治 屋敷を名請し、 万治二年の名寄帳には七兵衛が屋敷を一反一二歩登録しているが、 一軒の家の配置は一つの集落景観を形成していたのであろうか。 喜兵衛の屋敷は慶長検地帳では直接示されていない。 四郎左衛門は谷戸の奥に屋敷を構えていたことになる。それに対し その下の田は「古屋敷下」と記載された。その場所は谷戸の 「本田書出シ」には「堂の前、 また享保の系譜書で四郎左衛門の親として出てくる新左 「上田七畝六歩、 屋敷田に成ル」と記載されており、 四郎左衛門は慶長検地で七畝六歩の 七兵衛は四郎左衛門家から分かれ この屋敷跡は後々「古屋敷 上田七畝六歩」とある。 したがって、 慶長から暫くの しかし、 万治 そし

敷に近づき、 屋敷となり、 観であった。そして、その後の半世紀の間にそれら奥と入口の屋敷は古 数が少なかっただけではなく、その少ない家も互いに遠く離れて谷戸の 長三年検地帳では屋敷七畝一〇歩を名請している。 戸の中ほどということになる。 二年の名寄帳で喜兵衛の子孫と考えられる惣兵衛が屋敷二畝八歩を登録 介の屋敷の位置だったと考えられよう。そうであれば、 という字名が諏訪坂の一部に記されているので、 の名寄帳では記載がない。そして、後の宝暦三年の地押帳に「古屋敷」 の場所は喜兵衛の名請した田畑が分布する近くの谷戸の斜面であり、 では弥二郎という者の名前で名請されており、 入口にそれぞれ屋敷を構えていたことになる。 それは後には坪屋敷と記載される。 四郎左衛門は谷戸の中間部に屋敷を移動させ、 また内蔵介はやはり屋敷を移動させて諏訪坂の中心部に移 諏訪坂に居住していた内蔵介の屋敷は慶 坪屋敷の根拠はある。 この屋敷は慶長三年検地 そこがもともとの内蔵 この屋敷は万治二年 馬引沢は単に家 いわば散村の景 喜兵衛の屋 谷 そ

も現在谷戸の中ほどに屋敷を構える家々の先祖にあたる人々であり、 沢分何某というもので、 の全員が分付記載であるが、その形式は二つに分けられる。 を見ておこう。 したと述べたが、 先に万治二年の名寄帳の作成は、 前者の馬引沢分と記載されているのは、 名寄帳に出てくる馬引沢の住人は全部で九名である。 以下ではその時点での馬引沢における集落の形成過程 もう一つは一郎兵衛分何某と記載されるもので 連光寺村の近世的体制の確定を意味 四郎左衛門はじめいずれ 一つは馬引 そ 四

現在の馬引沢の集落の基礎が形成されたのである。

察できる。 納入は各自が行っており、 付記載がどの程度意味をもっていたかを知ることはできないが、 係が存在したことを示唆している。 うのは慶長期の修理分を引き継いだものであり、そこには一定の社会関 ずれも内蔵介に収斂する人々である。 のことである。慶長期の修理の家である。その富沢家を分付主とする者 ならないであろう。他方、一郎兵衛分となっているのは、 登場する人物と同一の名前である。 郎左衛門はまた慶長三年検地帳および慶長一六年持高帳に分付主として ら単なる地域的区分を表示する分付になっていることに注目しなければ ら変化した記載形式と判断できるが、 か孫の四郎左衛門と考えられる。 惣兵衛を除けば皆増田姓の家々であり、 富沢家との関係は弱いものになっていたと推 馬引沢分とは慶長期の四郎左衛門分か 万治期において一郎兵衛分という分 実際には慶長期の四郎左衛門の子供 したがって、この一郎兵衛分とい かつての個人名を表示する分付か 慶長期までさかのぼ 本村の富沢家 年貢の れば

は

本分家関係が記載されており、 政治的判断が働いているものと思われるが、それにしても各自の出自 中先祖ゟ段々書印置候」と題する系譜書である。この系譜書には相当の この点に関して参考となるのが享保一二年(一七二七)に作成された「村 等は慶長期の三人の百姓からどのようにして登場してきたのであろうか。 の所持する田畑で経営を行い、 を所持しており、 万治二年名寄帳に登場する馬引沢の百姓九名はすべて五反以上の田畑 それに新田を加えると全員が九反以上になる。 非常に参考になる。万治年間より六〇年 再生産が可能だった存在と言えよう。

後の作成であるから、

出自はともかく、

各家の間の系譜関係については

衛分と記されているが、これは修理分喜兵衛の後裔であろう。もちろん 家について、その出発を四郎左衛門と内蔵介の二人とし、その次の世代 分かれたとし、そのうちの勘解由についてはやはり聟で「相州者」であ この家も馬引沢にあった。諏訪坂の内蔵介家も、 で四郎左衛門の子供として出てくる惣兵衛は万治二年名寄帳では一郎兵 たことになっている。その内訳は四人の子供と二人の聟である。 余りの田畑を名請した四郎左衛門の家は、 についてはやはり九名の名前を掲げている。 の世代と血縁関係のない聟と記されていることは注目されよう。 `たと記されている。これで、馬引沢の九人の百姓のうち三人までが上 応はっきりとした伝承があったものと考えられる。 次の代には六人の家に分裂し 慶長検地に際して二町九反 系譜書によれば三軒に 系譜書は馬引沢の 系譜書

家は谷戸の中ほどに屋敷を並べ、三軒は谷戸の出口の舌状の斜面に屋敷が作られ、そこから次第に集落としての景観を形成していった。六軒のほどの四郎左衛門家と惣兵衛家、諏訪坂の内蔵介という二つの集落の核と記されて、屋敷の移動があったことを確認した。その結果、谷戸の中と記されて、屋敷の移動があったことを確認した。その結果、谷戸の中と記されて、屋敷の移動があったことを確認しておこう。すでに述べたように、万治二年名寄帳には四郎左衛門と内蔵介の屋敷が田になったが作られ、そこから次第に集落とを確認しておこう。すでに述べ

姓の名前が年貢負担者として登場し、この家数が近世を通じて基本的なこから次第に家数が増加して行き、二〇年後の延宝年間には一九人の百一七世紀の中ごろに九軒の家によって馬引沢はその姿を確定した。そ

を構えた。

るものである。おいては二五軒の家で構成されていたが、その差は明治以降の分家によいる。農業集落としての景観を維持していた最終段階の一九六○年代に数字となった。一八世紀中期以降に新たな家の分立はなく明治を迎えて

三 耕地配置形態の展開

①対象と資料

とにしたい。

は二つの資料によって、 る。 しない。 Ų その所持状況の変化を時間的経過のなかで追跡することができる。 化しなかった。 検地が基本となって、少なくとも本田畑の地積、 る。 馬引沢の耕地形態を教えてくれる資料は一つには各種の文字資料であ この点でも連光寺村の資料は豊かなものを与えてくれた。 特に検地帳と名寄帳である。 旧来からの持高分析の文字資料のみでは具体的な耕地の配置は判明 筆毎にそれがどこに所在したのかを確認する資料が必要であ しかも年次を異にする持高帳、 多摩ニュータウンに組込まれる直前の連光寺の 幸いなことに連光寺村は、 名寄帳等が豊富にあり、 石高は近世を通じて変 慶長三年の 基本的に しか

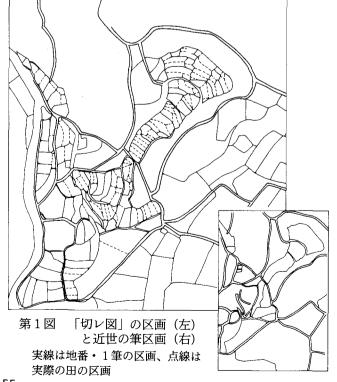
年を出発点にして、 う方法を採用した。 の違いで同一対象について絵図・地図が描かれたことで、 応関係を確認することはほとんど不可能である。 地租改正によって決められた地積では大幅な違いがあり、 年代が近いため、 治 そこに近世の耕地を対応させることで、 対応関係を把握できるのである。 と地租改正の区画の対応関係を確認できる。 きている。 大変重要な資料であるが、富沢家文書に含まれている明治二年(一八六 代の地表面における個々の土地の所在を確認できる。 いはそれと同一内容の地籍図である(多摩市役所所蔵)。これによって現 中どこにでもある地租改正に際して作製された「切レ図」であり、 を確認することができたからである。その一つは言うまでもなく、 耕地状況を近世にの耕地に結びつけ、さらに近世の各年次の耕地の変化 一年の地押に基づく地積が記入されている。 作成の田地絵図である。この田地絵図は近世を通して使用された万郎 筆毎に面積、 しかも描かれた区画、 絵図・地図に記入された名前の大部分が同一名で出て 順次近世の古い段階に遡るという逆行的方法を採用 処理の順番は地租改正の結果から確認できる明治初 所有者 (所持者) 以下の作業は、 道路等から耕地 の名前を記載している。 近世の耕地配置を描き込むとい 一般的には、 この二つの図面はそれぞ 地籍図を基本として、 それが、 筆毎に、 そして、二つ目が その連続性と わずかな年次 それぞれの対 近世の地積と 近世の区画 その作成 ある 日本

② 明治期の水田

地租改正の際に対象地域の末端から連続して地番が付けられ、

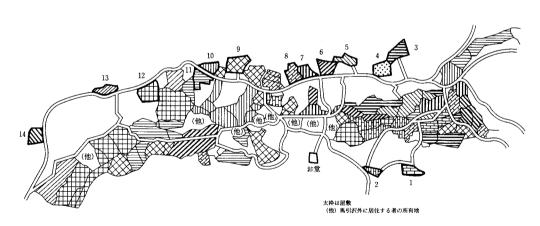
その地

れていることが分かるであろう。ここに示したのは馬引沢の谷戸を出てしたのが実際の田畑の区画である。一筆の田畑のなかが何枚にも区画さには実線で区画されているのが地番の区画であり、そのなかに点数で示には実線で区画されているのが地番の区画であり、そのなかに点数で示には実線で区画されているのが地番の区画であり、そのなかに点数で示の所有する複数の田畑が一筆として認定され、地番を与えられていた。の所有する複数の田畑が一筆として認定され、地番を与えられていた。



枚から六枚の田で構成されているのである。どなく、いずれも数枚の田で一筆となっている。多い田だと、一筆は五北側の乞田川に面した部分である。一筆が一枚の田ということはほとん"㎝"

有水田はあちこちに分散している。 の八軒も、 させているのが基本的なあり方である。 筆前後を一括して所有しつつ、その程度の規模のまとまりを各所に散在 水田を混在させているのではない。 の水田を持っているが、それは全体の所有地から見ればわずかなもので 系にあたる小形清左衛門⑨の場合は、 に谷戸の下流にそれ以上の面積の水田を所有している。 化しているのがここの基本と考えてもよいように思える。 る場所に田を持とうとする観念があったのであろう。 住 の戸数は一四軒であった。 馬引沢の中心部のみである。 太郎⑫は屋敷近くに相当広く一括して水田を集中させているが、その他 緩やかな谷壁の傾斜地に屋敷を構えている。 示したものである。ここには諏訪坂は含まれておらず、 む屋敷の下に自分の水田を持っているのは八軒である。 第二図は明治八年の馬引沢のなかの谷戸の部分の水田と谷壁の宅地を 全部で八ヵ所に散在させているのである。 屋敷近くに水田を集中させているのではない。 四軒はいずれも谷戸を見下ろすような形で 明治八年の当時の馬引沢 もちろんその場合、 図から読み取れるように、 屋敷の両側に六畝五歩と一反一畝 その点では零細という表現が妥 その一四軒のうち、自分の このように、 屋敷と水田が一体 (諏訪坂を除く) 一筆毎に他人と 四郎左衛門の嫡 馬引沢のなかの 例えば小形明 ところが、 屋敷から見え ほぼ一〇 各家の所 そ



第2図 明治8年の屋敷と所有水田の配置

家

富治

サワ

武 治

郎

誠

稔

司

茂 吉正 吾

郎

沢延太

沢 佐

沢 与

形

形道雄

形 伸

形喜

沢 茂

田銀次

田源之助

沢武彦

小 形 政 治

平

小 形 忠 治

相沢文雄

平

相

相

相

小

小

小

小 形

小

小

富

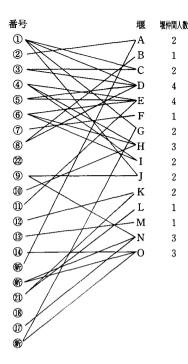
小

増

屋敷続きの下の部分に広く一括して所有していた。

った。当かどうかは検討の余地があろう。しかし、間違いなく錯圃制耕地であ

三つあった。 堰の水掛かりは一軒のみでその家のみで管理していた。 る。 設とその維持管理を明らかにすることで、 の大きいものではなく、ごく狭い面積の田んぽを潅漑するものであった。 形態が明確に存続し、 地と水利施設の関係を明らかにすることはできない。 したがって、 このような錯圃制は水利の共同をもたらしていた。 馬引沢の谷戸には全部で一五の堰が設けられていた。 他方最も規模の大きい堰は四軒の家が関係していた。 用水関係者もそれぞれ少人数であった。 水田として利用されていた一九六○年代の水利施 この問題の手がかりはつかめ 最も小さい規模の しかし、 明治期における耕 そのような堰が その堰は規模 その耕地



第5表 堰とその関係者

基礎にあったと考えてよいであろう。それは明治初年の様相、さらには無事に水が確保できるようにしたが、この累積した共同性が地域編成の作る前に堰普請を皆でして、それから以降たえず共同で堰の管理をして、関模の小さい家は一つの堰にのみ関係していたが、多くの家は三つの堰の側から見れば、各家は結果的にはいくつもの堰に関係していた。耕作の側から見れば、各家は結果的にはいくつもの堰に関係していた。耕作

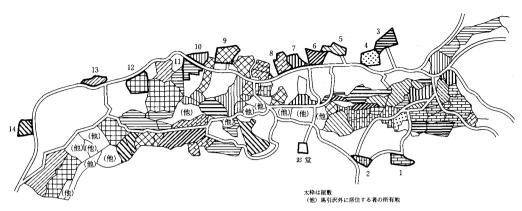
宝暦三年の水田

近世についても言えるであろう。

(3)

更のみでそれ以上の変化はないことが分かる。そして、 ることが指摘できる。 初年よりもむしろ宝暦期の方が幾分か耕地の一括性が弱い、 かわらず、 買によって生じた移動であった。 しようとする地点における土地の所持関係が大きく変っていることであ 谷戸の奥の部分で二つの谷に分かれるのであるが、その二つの谷が合流 大きな変化は見られない。 ように、 馬引沢の家数は明治八年と同じであった。そして、 登録された耕地所持状態を地図上に描いたものが第三図である。 これは家の新たな分割創出によるものではなく、 ?治八年よりも一二〇年前の宝暦三年に地押改があった。そのときに 彼等の所持する水田の配置は一○○年あまりの間にもそれほど その所持水田の配置を見ると、 たとえば、 ただ二、三の点で注目される。 **杢左衛門⑩の所持水田は明治初年には** 多くの土地所持者が変っているにも 明治初年と宝暦では名義の変 地図上で確認できる 土地の質入れ、 第二には、 まず一つは 分散して 売

ところが宝暦三年に



宝暦3年の屋敷と所有水田 第3図

現したものであった。 二ヵ所分かれていたのである(第四図)。これは宝暦以降に、 は屋敷続きにはなく、 売買→耕地の分散化ではなく、 土地を購入して明治初年には屋敷続きに一括するように努力した結果出 土地の売買を通して、 宝暦年間の水田所持状況の方がむしろ錯圃してお 少し離れた地点に、 一括化の努力をしていると言えよう。 むしろ逆なのである。 中間に他人の田んぽが入り、 杢左衛門が 土地の

ある。これによれば、 元禄五年には「地位本帳書出シ」という帳面が作成された。 筆毎に品等・地積を記し、

馬引沢の戸数は一二軒であった。六〇年後の宝暦

当時の所持者の名前を記録したもので

田につい

4

元禄五年の水田

三年との差はわずかに二軒である。 移動が多かった ほぼ同じで、変化が見られない。 万治二年の水田 (第五図)。 ただ、谷戸の奥まった部分での耕地の その各家の水田所持状況は宝暦期と

元禄五年からさかのぼることわずかに三○年に過ぎないが、この三○

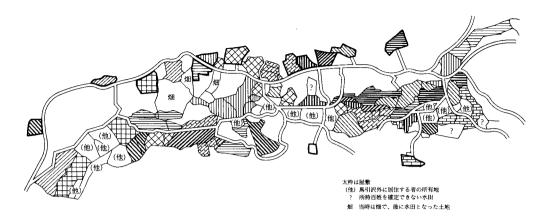
10杢左衛門家の

屋敷近くの田

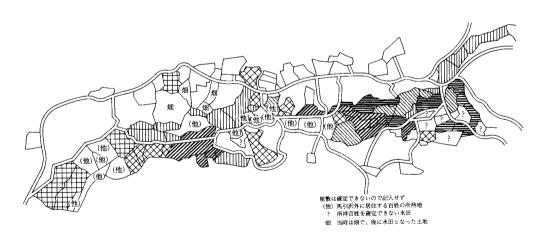
♥明治8年

第4図

宝暦3年↓



第5図 元禄5年の屋敷と所有水田



第6図 万治2年の所有水田

あったのが、万治二年にはわずかに六軒に過ぎなかった。年間は馬引沢は最も大きな変化を経験していた。元禄五年には一二軒で

期の四郎左衛門と喜兵衛の両者を合せた規模であったと判断できる。 世紀末に喜兵衛を分家に出しているので、 て同様で、 される勘左衛門は万治に四ヵ所に分散させていた。 も万治も四ヵ所に分散させ、 の万治二年の四郎左衛門の水田は六ヵ所に分散していた。 数であるから、各家の所持する耕地の一括性はさらに大きくなる。 ようにして描いたものである。 全くなかった。そこで元禄五年の家を万治二年当時の家に戻すことによ に所持する田を分散させていると言えよう。 万治二年にはその分散の程度はもっと大きかった。 えば、元禄五年の四郎左衛門は田を五ヵ所に分散させて所持していたが 万治から元禄への三〇年間には質入れおよび売買による土地の移動は やはりその所持田地の配置は錯圃制と把握すべきものである。 万治年間の水田所持状況を復元することができる。 万治二年と元禄五年とではほとんど変化がなく、 市郎右衛門は元禄に三ヵ所、 元禄期に比較すると、 万治二年の四郎左衛門は元禄 四郎左衛門家は一七 その他の百姓につい 万治期の家数は半 第六図はその 七兵衛は元禄 その親と判断 四 五カ所 たと しか そ

郎右衛門と勘左衛門が交互に所持していたが、万治にはすべてその共通郎左衛門の屋敷があった下の水田と考えられる。ここは元禄五年には一側の枝谷であるが、ここは字古屋敷下と呼ばれる所で、慶長年間には四が元禄よりも万治の方が大きいことを意味する。例えば、谷戸の奥の北が散箇所が同じであることは、その一ヵ所にまとまっている田の面積

慶長三年検地において四郎左衛門屋敷として登録され、

その後田になっ

たものであり、

この相続は特別な意味をもっていたものと判断される。

の先祖 衛が独占的に相続したことによって生じたものである。 単位に交互に所持するような分割を行ったものであろう。 分にある字菅谷以下の水田については、それぞれ一筆を二人に振り分け 門と喜兵衛が交互に持つように配置している。それに対して、 二〇歩を所持していたが、 あった。字稲荷前において四郎左衛門は中田一反八畝一二歩、 喜兵衛が三反八畝であった。 の二人の分割は均等ではない少数例に属する。 郎左衛門と喜兵衛の二軒に分かれたときの分割について見ておこう。 の家々の増加は、 元禄よりも万治の方が田の所持の一括性は大きかったと言えよう。 郎左衛門、 左衛門と弥兵衛というようにそれぞれ分かれているが、 の字稲荷前では、 さな谷は彼の完全な支配下にあったということになる。 衛門と喜兵衛の田の所持規模の相違は、 る形で分割している。 分割して家を分裂させた結果であった。 ところで、すでに別稿で詳細に論じたように、 (親と思われる) の勘左衛門の所持する田であったから、 惣兵衛、 元禄には四郎左衛門と喜兵衛、 基本的にはそれまでの家が所持する耕地をほぼ均等に 長左衛門の三人の所持する田であった。 もともと一筆当たりの面積が小さかったことが筆 それぞれをまったく均等に分割し、 その分割結果の具体的配置は以下の通りで その様相を四郎左衛門の家が四 ただ一筆の上田七畝六歩を喜兵 四郎左衛門が二反九畝 甚兵衛と弥惣兵衛、 万治から元禄にかけて 万治年間には四 この上田 また谷戸の下流 なお、 その点では 下田一反 谷の奥半 四郎左衛 この小 四郎左 長

字	品 等	地 積	名 前		
いなり前	中 田	献 7.08	四郎左衛門		
	n,	7.08	喜 兵 衛		
	n n	1.28	"	Λ	
	"	1.28	四郎左衛門	四郎左衛門 9	筆
	下 田	5.10	n		
	n	5.10	喜 兵 衛		
すけの谷	下 田	.25	四郎左衛門	Y	
	n	8.16	喜 兵 衛	////// 喜兵衛 7	筆
	n	2.03	四郎左衛門	Y//// <i>M</i>	
	n	4.23	n	(// ///	
堂の前	下 田	4.13	n	Y/ <i>}</i> //	
	"	2.07	n	1///	
-	上 田	7.06	喜 兵 衛	<u> </u>	
池の上	下田	2.02	11	₹//	
	"	1.02	四郎左衛門	/	
	n n	5.24	喜 兵 衛		

第6表 四郎左衛門と喜兵衛の水田分割

(注) 元禄5年「地位本帳書出し」より作成。

第7表 杢左衛門と安左衛門(一郎右衛門)の水田分割

字	品	等	地積	名	前
いなり前	下	田	反 畝 1.4.06	一郎	右衛門
すけの谷	下	田	6.01		11
		"	2.04		"
		"	.15]]
		"	2.4.20	杢 左	衛門
堂の前	下	田	1.06	一郎	右衛門
		"	1.06	杢 左	衛門
古屋敷下	下	田	1.4.15	一郎	右衛門
		"	1.4.15	杢 左	衛門

(注) 元禄5年「地位本帳書出シ」より作成。

条件を等しくしようとしているものと判断できる。 それを交互に取得するようにしている。 がある場所に近い。すなわち、 を相続している。 に対して、字菅谷では杢左衛門、 の前ではほぼ均等に分割して交互に所持するように配分している。 に述べたように、 に分割しているのである。ところで、 分配し、 九畝の下田を勘左衛門が所持していたが、それを六枚の田に区分して、 総計においてほぼ均等な分割であった杢左衛門と一 屋敷から遠い所では、 菅谷は杢左衛門、 万治二年の勘左衛門からの分割であるが、 それぞれが等しい条件になるように均等 屋敷近くでは一括して所持できるように 稲荷前では一郎右衛門がその田の多く 稲荷前は一 谷戸の奥の字古屋敷下では、二反 これなどは見事に分割後の生産 郎右衛門のそれぞれ屋敷 郎右衛門は、 古屋敷と堂 それ すで

明確になったと言えよう。の場所の田のまとまりも小さくなってしまった。錯圃制の姿がいよいよいたる数十年の間の分割相続による家の分裂の進行に伴って、それぞれいたる数十年の間の分割相続による家の分裂の進行に伴って、それぞれの一括性がみこのようにして、万治年間には錯圃しつつも、それぞれの一括性がみ

⑥ 慶長三年の水田

また名請人の間の関係を把握することもできない。その点では直接的にることは不可能である。一筆毎の対応関係を把握することはできないし、本的な村高の数字であり、その内訳においても変化はなかった。しかし、慶長三年検地帳によって集計された村高は近世を通して連光寺村の基

ぼ一括して存在していたものと判断されるのである。 介であった。 出口部分の諏訪坂はやはり修理の支配する土地であったが、 配地であったが、 衛門および彼の親族によって行われていた。 奥半分が一括して四郎左衛門の支配地であり、また実際の耕作も四郎左 想定することに限定しなければならない。すでに述べたように、 請した田畑の字名を材料に、 ることはできない。 慶長三年検地帳に記載された土地を明治以降の地図の上に適切に配置 そのようにこの時期には、 事実上の耕作は惣兵衛が行っていた。そして、 ここでは、 その分付主の支配する土地の大体の 慶長三年検地帳に記載された分付主の名 居住する屋敷と耕作する田 谷戸の中部は富沢修理の支 耕作は内蔵 谷戸の 谷戸の 心配置を が

⑦ 耕地配置の段階区分

の第一段階としておこう。
具体的に明治以降の地籍図を基礎にした地図にその配置を示すことがの第一段階としておこう。
具体的に明治以降の地籍図を基礎にした地図にその配置を示すことはの第一段階としておこう。

の離れた場所にもいくつかに分けて所持するという姿が一般化した。そ耕地の完全な一括性は崩れ、屋敷近くに田んぼを確保しつつも、その他慶長年間の三軒から万治年間の九軒に増加する過程において、屋敷と

しよう。これが近世を通して馬引沢の基本的な姿であった

押と名寄帳の作成であった。 大きいが、錯圃している段階を耕地配置形態の第二段階としておきたい。 新たな屋敷の設定による集落形成があったことに注目しなければならな 村落秩序が形成されてくる過程であり、その結果の確認が万治二年の地 りも大きかったが、 いであろう。 ったことは明らかであるが、その形成過程にはそれまでの屋敷の放棄と から万治にいたる一七世紀前半の馬引沢の歴史は重要である。 の所持規模も大きかったので、その分散したそれぞれの田んぼのまとま 万治年間から元禄にいたる一七世紀後半の歴史過程は、 この万治年間に示された、 錯圃制であったことは間違いない。 近世の村落秩序の基礎に耕地の錯圃制があ 屋敷と耕地のまとまりの規模は その点で、 各家が均等分 近世的 慶長

確定した。この一七世紀後半以降のあり方を耕地配置形態の第三段階と徹底した均等分割を行わせており、ここにそれまでにない零細錯圃制がいった。ある程度のまとまりをもって所持する傾向があったが、しかし、全産条件を等しくしようとする判断が、田んぼを交互に持つような形では産人ての設定による集落の出現と対応している。しかし、その零細の意味の散在性を強め、いわゆる零細錯圃制をもたらした。それは屋敷の隣接

割を繰り返しながら家数を増加させた時期であり、

その均等分割が耕地

るだけ一まとめにしようとする動きである。馬引沢ではそれは微々たる力の萌芽が見られるようになる。すなわち、売買を通じて田んぼをできしかし、宝暦以降の状況は、むしろ零細錯圃制を克服しようとする努

が第四段階ということになる。もののであったが、努力としては評価しなければならないであろう。これ

錯圃制耕地論の意義

四

ため、 て耕地の形状や配置を考察することは重要な課題である。 忘れられた研究課題となった。 造に注目して理論的に構築することがなかった。耕地形状や耕地配置は 開したが、 ていった。一九七〇年代から八〇年代にかけて一時共同体再評価論が展 体論は一九六〇年代以降はその役割を終えたかのように急激に姿を消し 存在形態を示したのかは必ずしも明らかにされなかった。そして、 ないままに、 礎条件とする理解は間違っていないが、 零細錯圃制を日本における共同体の基礎に設定して、 共同体とはいかなる概念で、 その再評価論は情緒的にとらえた共同体論であるため基礎構 封建制の把握のための理論的要請として設定された。 しかし、 日本においては具体的にどのような 共同体論から自由になって改 共同体そのものの明確な検討 共同体存立の基 その

成してきたのが錯圃制耕地であった。 のような近世的体制が一七世紀中ごろに九軒の家によって確立し、 ように集住し、 来の一括耕地による土豪的な百姓の経営から分立してきた百姓が自ら形 ことは常識ではあるが、 討してきたが、 連光寺村の馬引沢における近世を通しての耕地の配置形態の変化を検 それに伴って逆に田んぼは散在させることとなった。 その結果耕地の配置にも歴史があり、 改めて確認することができた。 屋敷を放棄して、 変化してきて 集落を形成する しかも、 中世以 それ そ

展開した。

立がいわば零細錯圃制耕地を作り上げた。それは一七世紀後半を通して とで村落としての内実を持つようになった。 以降は出発となった九軒の家々から均等分割によって家を分立させるこ この均等分割による家の分

馬引沢では均等分割した家々は相互に協力し援助する等量負担の超世代 零細錯圃制はまず分割した家々の社会関係の基礎を作ったことになる。 には錯圃制耕地による生産の同一性があった。 的な関係を作り上げた。それは地親類と呼ばれる関係である。(『記) 交互に所持することで生産条件を等しくしようとした。その点で言えば、 均等分割による家の分立が、 耕地片を零細化し、 それを分立した家が その基礎

農家は一つの堰のみに関係することで生産を完結することはできなか 用する水掛かりの者の個別的な管理であったが、 して潅漑してきた。 りを持っていた。 落としての生産条件を確保する連帯が生じていたと言えよう。 つの堰は複数の家の共同によって維持管理されていた。そこに確かに村 な堰があって、 そして、その錯圃制が展開する耕地全体は一つの谷戸としてのまとま 余田博通が考えたように、 村落の基礎を形成した。 各農家はそのいくつかの堰に関係していた。そして、 その水田は一本の小川に随所に設けられた堰から取水 堰とそこから田んぼへ流し込む水路は、その水を利 耕地の分散が水に人々を結びつける役割 馬引沢においても、 錯圃制の下では一軒 いくつもの小規模

配置の実態と生産活動との関係を明らかにすることは今なお重要な歴史 零細錯圃制耕地という用語を無前提に使用せずに、 その具体的な耕地

研究の課題である。

- 1 安良城盛昭「太閤検地の歴史的前提」(1) 「歴史学研究」一六三号、一九五三年 同『幕藩体制社会の成立と構造』一九五九年。
- 山田舜『日本封建制の構造分析』一九五八年。

2

3

- 古島敏雄「地主制確立の歴史的条件」(近藤康男博士還暦記念論文集『日本農業 に再録) の地代論的研究』一九五九年、所収、 後に『近世日本農業の展開』一九六三年
- 葉山禎作『近世農業発展の生産力分析―小農生産の展開過程における耕地利用 形態—』一九六九年。
- 星野惇『日本農業構造の分析』一九五五年

5

 $\widehat{6}$

4

- 余田博通『農業村落社会の論理構造』一九六一年。
- 7 利用する文書は近世を通して名主を世襲した富沢家およびその分家の文書であ 家文書』(文部省史料館所蔵目録第六集) る。富沢家文書は国文学研究資料館史料館に所蔵されている。『武州多摩郡富沢 参照。
- 8 その代表的な研究成果としては安沢秀一 『近世村落形成の基礎構造』一九七二
- (9) 福田アジオ 「近世前期南関東における家の成立と地親類」 『国立歴史民俗博物館 研究報告』一一集、一九八六年。
- $\widehat{10}$ 「武蔵国南多摩郡連光寺村誌」富沢家文書。 町七反一畝、そして山林が一九九町九反一畝であった。面積では畑優位の地域 地租改正が行われた。その結果、地番で三一一六番地まで、その面積は三九六 近世の支配単位としての連光寺村を引き継いだ単位で明治八年(一八七五)に であるが、水田稲作に重点がおかれてきた。稲作は多摩川に面した沖積地では 町八反九畝であった。内訳は民有地の水田が三九町四反四畝、同じく畑が六八 田植え農法であったが、浸食谷の部分ではかつては盛んに摘田が行われていた。
- 『武州文書』武相史料刊行会校刊本第二冊一八五頁。
- $\widehat{13}$ $\widehat{12}$ $\widehat{11}$ 安沢秀一「近世村落形成期における年貢負担者について」『三田学会雑誌』50
- (4)前掲「近世前期南関東における家の成立と地親類」。なお、 3号。 記述には多くの重複があることをお断りしておく。 論の展開上必要のた
- $\widehat{15}$ 馬引沢の水田、畑と本村の水田・畑は、その間に山があるため連続しておらず、 にすることができる。 完全に分離していた。したがって、 馬引沢の領域を耕地の部分においても明確
- 絵図には「当村田地之内麁画図面」という表題が付いている。これは田地のみ が描かれており、 畑の記載はない。

 $\widehat{16}$

- 的性格』一九三一年、日本語訳一九五九年、参照。として、その可能性を説いている。マルク・ブロック『フランス農村史の基本として、その可能性を説いている。マルク・ブロック『フランス農村史の基本(17)マルク・ブロックが、映画フィルムを逆に巻き戻せば、時間を遡ることにたと(17)
- (19)なお、明治八年当時の馬引沢の水田はすべて馬引沢の住(18)字鴻の巣という所で、小規模ながら一つの谷戸である。
- の手に入ったものである。

 の手に入ったものである。

 の手に入ったものである。

 の手に入ったものである。

 原子に入ったものである。

 の手に入ったものである。

 の手に入ったものである。
- 紹介し論じた。 この点についても前掲「近世前期南関東における家の成立と地親類」で詳細に前掲「近世前期南関東における家の成立と地親類」。

 $\widehat{21}$ $\widehat{20}$

The Early-Modern Village and the Evolution of "Patchwork" Farmland Distribution

FUKUTA Azio

It has long been recognized that farmland in Japan is characterized by the small size of the basic plot and by the fact that a given tract of such plots is generally owned and cultivated by a number of different farmers. Particularly in the 1950s, scholars of Japanese socioeconomic history understood this variegated or "patchwork" composition of small plots (sakuho-sei kōchi) as a manifestation of feudalism, or more specifically as the existentil basis of the agrarian community unit upon which feudalism was jounded, and they sought to elucidate the historical process by which that system of farmland distribution came about. Since such arguments were advanced, "patchword system of very small plots" became, without being conclusively substantiated, an accepted description of the configuration of farmland operated by peasants in early modern Japan. Hoewever, because research on agricultural land distribution was very closely associated with the study of the rural community, interest in land distribution waned before much progress had been made when scholarly interest in the community slipped into decline. In this way, an important topic of hisyorical research was left largely unattended.

Taking up this issur anew, the present study is an empirical inquiry into the process by which farmland in one village in southern Kantō region came to be organized in patchwork distribution, and considers the broader significance of that systembased on the findings. The study proceeds by mapping the arrangement and ownership of actual rice paddies in the village at various times from the seventeen into nineteenth centuries, and examining the changes over that period. In 1603, the earliest year for which records show rice paddy arrangement in the village, the village comprised three households, each possessing living premises and farmland en bloc. By the mid-seventeenth century, the village had grown to nine households. In the process, the house-and-farm unity broke up; in most cases each horsehold now had plots both adjoining the residence and located some distance from it. This testifies to the presence of the sakuho-sei system of farmland distribution as a basis for the early-modern rural order. It must also be acknowledged that this system emerged as new hamlets as people left older farm houses and built new ones in other places. The lateseventeenth century then saw a considerable increase in the number of households in rural areas as each one subdivided its land roughly equally among children as they grew to adulthood. This practice of equalapportionment resulted in the further scattering of each household's plots throughout the total area of arable land, thus giving rise to the "patchwork" arrangement. This marked the advent of a hamlet landscape where in the residences of the constituent households were positioned closely together. The effort to equalize the conditions of production among children led to the practice of subdividing plots, taking differences in harvestability into consideration so that the share would be equal, and thus to the establishment of the small-plot, patchwork configuration of farmland.